令和８年11月12日
教育委員会11月定例会
報告事項
学校教育部支援教育課

◎判決確定に伴う損害賠償について

平成28年度市立中学校での体罰等に係る損害賠償事件について、令和８年10月９日、最高裁判所が棄却を決定いたしました。

この決定により、判決が確定したことを受け、これに基づく損害賠償を行ったことについてご報告いたします。

１　原告の損害賠償請求の概要

・①平成28年９月に発生した市立中学校における体罰による損害。
・②平成29年９月頃、SNS上において、体罰を行った教員と被害生徒のどちらが悪いかという内容のアンケートが行われる等のトラブルについて、学校が適時に適切な措置をしなかったことによる損害。
・市に630万円及び事件発生時からの遅延損害金の支払いを求めた。

２　判決等の概要

（１）第一審判決（令和７年３月４日）
・①体罰についてのみ、被告の安全配慮義務違反を認めた。
・被告（横須賀市）は原告に対し、33万円及びこれに対する令和４年10月15日から支払い済みまで年３％の割合による金員を支払え。
・訴訟費用は、これを20分し、その１は被告の負担とし、その余は原告の負担とする。

（２）控訴審判決（令和７年10月21日）
・本件控訴を棄却する。

（３）最高裁判所が棄却を決定（令和８年10月９日）
・本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。

３　損害賠償金の支払い（令和８年11月10日付け履行）

相手方（原告）	内　　容
[redacted]	賠償金330,000円及び支払済みまで年３％の割合による遅延損害金40,359円、計370,359円を支払った。